

那覇市立病院の建て替えに係る臨床研修病院の継続指定

1 概要

- (1) 那覇市立病院は、現病院の敷地内で建て替えを進めており、令和 7 年 10 月 1 日に新病院開院を予定している。
- (2) 那覇市立病院が建て替え後も臨床研修病院の指定を引き続き受けるためには、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する省令の施行について」（以下「施行通知」という。）に基づき、移転等前後の当該病院としての同一性及び移転等後の病院が指定基準を満たすかを確認する必要がある。

〔施行通知 第 2 4 (1) エ〕

(厚生労働省医政局長 平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号 一部改正 令和 6 年 3 月 29 日)

移転等の前後における当該病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲等を総合的に勘案し、当該病院としての同一性が認められる場合 (要件 1) であつて、かつ、当該移転等後の病院が指定基準を満たす場合 (要件 2) には、引き続き指定を受けることができるものとする。

- (3) 臨床研修病院の指定に関することは、施行通知に基づき、地域医療対策協議会で協議、検討することとなっている。

〔施行通知 第 2 25 (3) カ〕

(3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。

ア～オ (略)

カ 臨床研修病院の指定や取消しに関すること。

キ (略)